

令和3年4月1日から、中間検査の特定工程を指定します

小樽市では、令和3年4月1日から建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく中間検査の特定工程を指定します。これにより、中間検査の申請が必要となりますので、ご注意ください。

指定の概要

1 対象建築物

階数：3階以上

用途：共同住宅

構造：木造 又は 鉄骨造

※ 法第68条の20第2項に規定する認証型式部材等によるものや、法第85条第5項又は第6項による仮設建築物は対象外

2 特定工程

主要な構造部	各工程	
	特定工程	特定工程後の工程
木造	構造耐力上主要な <u>軸組の工事</u> ※ 注：枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な <u>軸組※を覆う内装工事又は外装工事</u> （屋根ふき工事を除く。） 注：枠組壁工法にあっては、耐力壁
鉄骨造	鉄骨造の部分において、 <u>初めて施工する階の建方工事</u>	構造耐力上主要な <u>鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事</u> （屋根ふき工事を除く。）

※ 特定工程後の工程とは、中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程です。

3 実施日

令和3年4月1日（木）

※ 実施日以後に確認申請を提出するものから対象

問合せ先

小樽市建設部建築指導課確認係

TEL：0134-32-4111 内線 367 FAX：0134-32-3963

E-mail：kentiku-sido@city.otaru.lg.jp